議員提出第1号議案

蒲郡市議会議員の定数を定める条例及び蒲郡市議会委員会条例の一部改正に ついて

蒲郡市議会議員の定数を定める条例及び蒲郡市議会委員会条例の一部を改正する 条例を、次のように制定するものとする。

令和5年2月27日提出

蒲郡市議会議員

竹 内 滋 泰

鎌田篤司

新 実 祥 悟

蒲郡市議会議員の定数を定める条例及び蒲郡市議会委員会条例の一部を改正 する条例

別紙のとおり

提案理由

諸般の情勢を勘案し、合理的な議員定数を定めるため提案する。

蒲郡市議会議員の定数を定める条例及び蒲郡市議会委員会条例の一部を改正 する条例

(蒲郡市議会議員の定数を定める条例の一部改正)

第1条 蒲郡市議会議員の定数を定める条例(平成14年蒲郡市条例第30号)の 一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「16人」に改める。

(蒲郡市議会委員会条例の一部改正)

第2条 蒲郡市議会委員会条例(昭和42年蒲郡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務委員会の項中「7人」を「6人」に改め、同表経済委員会の項中「6人」を「5人」に改め、同表文教委員会の項中「7人」を「5人」に改める。

第4条第2項中「7人」を「6人」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第2条の規定は、次の一般選挙により選挙された議員の任期の初日から施行する。